

適正服薬対策業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度山鹿市国民健康保険適正服薬対策業務
(以下、「本業務」という。)

2 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 目的

被保険者全体の服薬・投薬行動、潜在的なリスク（多剤や重複、相互作用、副作用等有害事象や重複頻回受診の発生等）を改善・解消して服薬状況を適正な状態に保つことにより、被保険者の健康の保持・増進を図る。

4 業務内容

(1) 対象者抽出業務

被保険者の基準期間における服薬状況を調査し、14 日以上処方がある内服（内用）薬及び全身作用のある外用の薬剤について、多剤服薬や重複服薬など服薬に課題がある対象者を併用禁忌や重複服薬（同一・同種同効）、長期服用等項目ごとに抽出する。なお、基準期間において処方元医療機関（院内調剤を含む。）が 2 機関以上の者のみ対象とする。基準期間や抽出項目については、双方協議の上決定する。

対象者の抽出に当たっては、厚生労働省が示す「高齢者の医薬品適正使用の指針」に基づき、専門知識を有する薬剤師の指示のもと、ポリファーマシーの概念を熟知した医師や薬剤師が監修を行うこと。

また、受託者は、抽出項目・方法や監修体制（所属、資格、役割分担、監修頻度、責任者等）を提案時に明示すること。

なお、医薬品添付文書の変更により、不適切ではないとされた薬剤が抽出されることを防ぐため、抽出に使用する各マスタのメンテナンスを定期的実施すること。

(2) 対象者リスト及び選定業務

受託者は送付者を選定するため、対象者の年齢、性別、剤数、該当する有害事象リスク、同リスク数、医療機関数、薬局数、有害事象が医療機関をまたいで発生しているか、想定削減薬剤費等が把握可能でこれらを元に抽出された対象者の中でもリスクの高い対象者を選定することができる数理モデルを活用した対象者リストを作成する。

なお、送付対象者の選定を容易にするため、受診している医療機関数や有害事象数をもとに対象者を介入優先度に応じてグルーピングし、各グループの人数を対象者リストに掲載すること。

除外条件については双方協議の上、決定する。

(3) 通知業務

通知書には、基準月に処方された薬剤の一覧及び医療機関名、健診検査値、(1) の抽出項目ごとの対象薬剤を記載し、異なる医療機関での処方実態が把握可能なデザインとする。

なお、通知は、ポリファーマシーに知見のある医師や薬剤師による監修を受けていること。

ア 通知上限数

300 通

イ 発送について

発送日は双方協議の上決定し、受託者が直接対象者へ通知を発送する。その際の郵便料は、受託者の負担とする。

ウ その他

同封書類の構成や記載内容等については、双方協議の上、決定する。

(4) コールセンター設置

通知書の内容や服薬に関する問合せ等に対応するため、通知書発送後1か月間程度、フリーダイヤルの番号を設定した電話相談窓口を設置し、この期間の10時から17時まで、対象者からの問合せに対応すること。コールセンター開設日数については、双方協議の上決定する。

また、対応に当たっては、対応マニュアルを作成し、その個人の通知書記載内容を把握した上で対応すること。問合せ内容については、質問種別等ごとに集計・分析した報告書を提出すること。

なお、対応する者は、本業務の趣旨を十分に理解し、適正服薬の推進に関する知識を有する者であること。

(5) 電話による保健指導業務

上記(3)の通知後、介入優先度に応じてグルーピングされた、優先度が高く、電話番号を把握している対象者に対して、保健師、看護師、管理栄養士等の専門職が電話による保健指導を実施すること。

なお、指導内容は、かかりつけ医やかかりつけ薬局への相談を促すとともに、通知書開封状況、服薬状況、副作用、健康状態等について聴取した上で、服薬状況と副作用の改善状況を確認し、保健指導等対象者の状況に応じた内容とすること。

ア 架電上限人数

100人

イ 架電期間

2週間程度

ウ 不通時の対応

不通の場合は、時間、曜日を変えて、一人当たり3回まで架電すること。

エ 実施報告

架電対象者全件について、対応日及び対応状況（本人対応・家族対応・不在・不通）の一覧を作成し、委託者に報告すること。

(6) 事業効果検証報告書の作成

通知後のレセプトデータ等を分析し、通知送付、保健指導実施後の通知対象者の服薬状況から事業効果を検証すること。検証方法や内容は提案時に示し、契約時に双方協議により決定する。

(7) 専門師会説明用資料の作成

委託者が専門師会等へ事業実施説明や事業報告を実施する際には、受託者は円滑に進められるよう資料の作成を行うこと。

5 提供データ

委託者は、本業務に使用するため、被保険者データ、レセプトデータ、特定健診結果データ等を受

託者に提供する。なお、本業務の履行にあたり、データファイルの内容、レイアウト等については甲と乙が協議し決定する。受渡方法等は「7 セキュリティ体制」による。

6 個人情報の保護

- (1) 個人情報の取扱いについては、十分留意し、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様である。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律および山鹿市個人情報保護条例を遵守するとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

7 セキュリティ体制

- (1) 本業務に使用するデータは、パスワードを設定した上で、セキュリティ便または LGWAN 回線を用いて受渡しすること。
- (2) 委託者、受託者の双方は、本業務の履行に当たり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出はこれを行ってはならない。
- (3) 受託者は、本業務のデータ管理において、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するため、必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者はプライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていること。
- (5) 受託者は、セキュリティ体制（設備・運用・教育等）について提案書に記載すること。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務において自治体及び後期高齢者医療広域連合の類似事業の受託実績があること。なお、令和5年度以降における自治体及び後期高齢者医療広域連合の類似事業の受託実績すべてについて、業務実績調書（様式4）を作成し提出すること。
- (2) 受託者は、業務委託契約の締結後、作業スケジュールを速やかに提出すること。
- (3) 委託料の算定において、4（3）の業務についてはアに掲げる通知上限数に単価を乗じ、4（5）の業務についてはアに掲げる架電上限人数に単価を乗じて算出すること。なお、本仕様書に記載の上限数量を下回る場合においても、単価を変えることなく契約単価によって支払いを行うものとする。
- (4) 委託料の支払いは、実績に応じて業務完了後に行うこととする。
- (5) 受託者は、本仕様書に掲げる業務について、全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。やむを得ず全部又は一部について第三者に委託する場合は、事前に委託者と協議し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 暴力団等又は暴力団関係者から不当介入を受けたときは、次に掲げる事項を行うこと。なお、前述の行為を怠っていたことが確認されたときは、指名停止等の措置を行う。
 - ア 不当介入を受けた場合は、速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ 警察に通報等を行った内容について、書面により速やかに委託者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (8) 本仕様に定めのないことや本仕様に疑義が生じた場合は、双方が協議して決定する。